交　L13—26	SLS DRIVING SIMULATOR SLDS—3G SLDS—3G A5—OH	株式会社セガ・ロジスティクスサービス 東京都大田区東糀谷二丁目1番18号
交　L13—27	SLS DRIVING SIMULATOR SLDS—3G SLDS—3G S3—OH	株式会社セガ・ロジスティクスサービス 東京都大田区東糀谷二丁目1番18号

○法務省告示第二百九十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年八月二十日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

氏　名　トシロウ・マイケル・モチヅキ
生年月日　千九百七十三年七月二十二日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第二百九十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアクインズランド州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年八月二十日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

氏　名　ルーク・トーマス・エドニー
生年月日　千九百八十四年三月十四日
国　籍　オーストラリア

○法務省告示第二百九十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年八月二十日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

氏　名　王　麗敏
生年月日　千九百六十三年十月十九日
国　籍　中華人民共和国

○法務省告示第二百九十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年八月二十日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

氏　名　ジャクリーン・ビバリー・スキャンランダイアス
生年月日　千九百七十一年八月二十一日
国　籍　ニュージーランド

○法務省告示第二百九十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年八月二十日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

氏　名　レン・ザン・コウ
生年月日　千九百七十五年九月八日
国　籍　シンガポール共和国

○法務省告示第二百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年七月十二日法務省告示第三百四十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

第二号の表山﨑拓美の項中「山﨑拓美」を「山﨑聡」に改める。

○財務省告示第二百七十二号

アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等について、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第六条第一項の規定により報復関税を課することが決定されたので、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月二十日

財務大臣　麻生　太郎

一　報復関税に係る措置の対象となる国　アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。以下同じ。）

二　報復関税に係る措置の対象となる貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

品名	銘柄、型式及び特徴
ステンレス鋼の棒	熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたもので、更に加工したもの以外のもののうち、輸入統計品目表七二二二・一一—〇〇〇に分類されるもの
ステンレス鋼の棒	冷間成形又は冷間仕上げをしたもので、更に加工したもの以外のもので、輸入統計品目表七二二二・二〇—〇〇〇に分類されるもの
ステンレス鋼の棒	輸入統計品目表七二二二・三〇—〇〇〇に分類されるもの
鉄鋼製の管及び中空の形材	継目なしのもので、鋳鉄製のもの以外のもののうち、輸入統計品目表七三〇四・五九—〇二〇に分類されるもの
玉軸受	輸入統計品目表八四八二・一〇—〇〇〇に分類されるもの
円すいころ軸受	輸入統計品目表八四八二・二〇—〇〇〇に分類されるもの
針状ころ軸受	輸入統計品目表八四八二・四〇—〇〇〇に分類されるもの
円筒ころ軸受	輸入統計品目表八四八二・五〇—〇〇〇に分類されるもの
その他のころ軸受	輸入統計品目表八四八二・八〇—〇〇〇に分類されるもの
玉軸受及びころ軸受の部分品（玉、針状ころ及びころ）	輸入統計品目表八四八二・九一—〇〇〇に分類されるもの
玉軸受又はころ軸受の部分品（玉、針状ころ及びころ以外のもの）	輸入統計品目表八四八二・九九—〇〇〇に分類されるもの
軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	自動車用のもので、輸入統計品目表八四八三・三〇—〇一〇に分類されるもの
軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	自動車用以外のもので、輸入統計品目表八四八三・三〇—〇九〇に分類されるもの

三　報復関税に係る措置の内容

二に掲げる貨物で平成二十五年九月一日から平成二十六年八月三十一日までの間に輸入されるもの（アメリカ合衆国を原産地とするものに限る。）については、一般の関税のほか、十七・四％の関税を課する。